

長野県告示第214号

県・市町村職員派遣研修規程（昭和54年長野県告示第175号）の一部を次のように改正します。

平成19年3月30日

長野県知事 村 井 仁

第1条中「、市町村」を「、県及び市町村」に、「研修を県に申し出て行うこと」を「交流を深めるとともに資質の向上を図り、もって地方自治の振興に資するため、市町村の職員の研修を県に申し出て行うこと」に改める。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条を第3条とし、第5条中「2年」を「1年」に改め、同条を第4条とする。

第6条を第5条とし、第7条から第11条までを1条ずつ繰り上げ、第12条中「第3条」を「第2条」に改め、同条を第11条とする。

第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

様式第1号中「(第3条関係)」を「(第2条関係)」に、「第3条第1項」を「第2条第1項」に、

- | | |
|--------------------|---|
| 「1 職氏名 年齢 性別 | |
| 2 住 所 | |
| 3 希望する配置機関及び事務内容 を | |
| 4 期 間 | |
| 5 その他参考となる事項 | 」 |

- | | |
|---------------|-------|
| 「1 職氏名 年齢 性別 | |
| 2 希望する配置機関 | |
| 3 期 間 | に改める。 |
| 4 その他参考となる事項」 | |

様式第2号中「(第3条関係)」を「(第2条関係)」に、

- | | | | |
|----------------|--|--------|-------|
| 「1 職氏名 | | 「1 職氏名 | |
| 2 住 所 | | 2 配置機関 | に改める。 |
| 3 配置機関及び事務内容 を | | 3 期 間 | 」 |
| 4 期 間 | | | |

様式第3号中「(第11条関係)」を「(第10条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

- この告示は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この告示の施行の日前にこの告示による改正前の県・市町村職員派遣研修規程の規定に基づき行われた手続は、この告示による改正後の県・市町村職員派遣研修規程の相当する規定に基づき行われた手続とみなす。

市町村課

長野県告示第215号

長野県医学生修学資金貸与規程（昭和50年長野県告示第108号）の一部を次のように改正します。

平成19年3月30日

長野県知事 村 井 仁

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条から第13条までを1条ずつ繰り上げ、第14条中「一に」を「いずれかに」に、「第9条」を「第8条」に改め、同条を第13条とする。

第15条中「一に」を「いずれかに」に、「修学資金」を「修学資

金の額に、貸与を受けた日の翌日から当該各号に掲げる事由が生じた日までの日数に応じ年10パーセントの割合で計算した利息を加えた額」に改め、同条を第14条とする。

第16条第1項中「返還債務」を「返還及び利息の支払の債務（以下「返還債務」という。）」に改め、同条第2項中「返還債務」を「返還債務の額」に改め、同条第4項中「又は第2項」を「、第2項又は前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 知事は、被貸与者が死亡し、又は心身の故障その他やむを得ない理由により返還債務を履行することができなくなった場合において、特に必要があると認めるときは、当該返還債務の全部又は一部を免除することがある。

第16条を第15条とし、第17条第1項第1号中「第14条」を「第13条」に改め、同条を第16条とする。

第18条中「修学資金を返還」を「返還債務を履行」に、「これを返還」を「これを履行」に、「当該返還」を「当該履行」に、「返還の日」を「履行の日」に、「返還すべき額」を「履行すべき額」に改め、同条を第17条とし、第19条を第18条とする。

様式第1号及び様式第2号中「(第7条関係)」を「(第6条関係)」に改める。

様式第3号中「(第9条関係)」を「(第8条関係)」に改める。

様式第4号中「(第10条関係)」を「(第9条関係)」に改める。

様式第5号中「(第11条関係)」を「(第10条関係)」に改める。

様式第6号中「(第16条関係)」を「(第15条関係)」に改める。

様式第7号中「(第17条関係)」を「(第16条関係)」に改める。

様式第8号及び様式第9号中「(第19条関係)」を「(第18条関係)」に改める。

附 則

この告示による改正後の長野県医学生修学資金貸与規程の規定は、平成19年4月1日以後に長野県医学生修学資金の貸与の決定があった者について適用し、同日前にへき地医療確保修学資金又は医学生修学資金の貸与決定があった者については、なお従前の例による。

医療政策課

長野県告示第216号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年3月30日

長野県知事 村 井 仁

- 施行者の名称
小諸市
- 都市計画事業の種類及び名称
小諸都市計画下水道 小諸市公共下水道
- 事業施行期間
昭和59年2月6日から
平成25年3月31日まで
- 事業地
(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分

昭和59年長野県告示第117号、平成2年長野県告示第752号、平成5年長野県告示第455号、平成8年長野県告示第405号、平成12年長野県告示第533号及び平成14年長野県告示第460号の事業地に、長野県小諸市乙字城下並びに甲字宮ノ前並びに字七五三掛並びに甲字城下並びに字北菊田並びに字西菊田並びに字東菊田並びに大字柏木南大道砂並びに大字八満字宮平及び字坪ノ内を加える。

生活排水対策課

長野県告示第217号

建設業等新分野事業進出費補助金交付要綱（平成15年長野県告示第389号）は、平成19年3月31日限り、廃止し、平成18年度以前の年度のこの告示による廃止前の建設業等新分野事業進出費補助金交付要綱の規定による補助金については、なお従前の例によります。

平成19年3月30日

長野県知事 村井 仁

土木政策課

選告示第28号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示4号）の一部を次のように改正します。

平成19年3月30日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉 邦男

別表第2中「北佐久郡 小諸市 佐久市」を「小諸市 佐久市・

北佐久郡」に、「小県郡 上田市」を

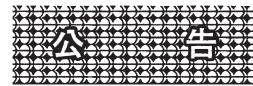
「上田市・小県郡 東御市」に、「諏訪郡 岡谷市」を「岡谷

市・諏訪郡下諏訪町」に、「茅野市」を「茅野市・諏訪郡富士見町及び同郡原村」に、「南安曇郡 松本市 塩尻市」を「松本市 塩尻市 安曇野市」に、「埴科郡・更級郡上山田町 上水内郡・更級郡大岡村」を「上水内郡」に、「更埴市」を「千曲市・埴科郡」に、

「下高井郡 中野市 飯山市・下水内郡」を

「中野市・下高井郡 飯山市・下水内郡」に改める。

選挙管理委員会



公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成19年3月30日

長野県知事 村井 仁

1 都市計画の種類及び名称

小諸都市計画下水道 小諸市公共下水道

2 都市計画の図書の縦覧場所

長野県生活環境部生活排水対策課及び小諸市役所建設部都市計画課

生活排水対策課